

# 「文化の 1%システムの日本における展開」

## The development of Percent for Art in Japan

柴田葵\*

SHIBATA Aoi

### 要約

「文化の 1%システム」とは、主に公共建設事業の実施に際し、総工費の 1%前後を芸術的用途に充てることを定める制度である。1930 年代に芸術家雇用対策として始まり、60 年代の欧米で確立された 1%システムは、日本では 70 年代後半の「自治体文化行政」の枠組の中で導入された。法的根拠を持たない期間限定の事業として実施されたため、日本の 1%システムには継続性や制度的基盤という点において脆弱性が指摘される。

### 掲載誌

『文化経済学』第 6 巻 3 号（通号 26 号）文化経済学会（日本）、2009 年 3 月

\*所属：東京大学大学院 人文社会系研究科 文化資源学専攻 博士課程 1 年  
連絡先： elplateroargen@yahoo.co.jp

はじめに

## 1.文化の1%システムとは何か

「文化の(ための)1%システム」とは、建設事業等の実施に際し、総工費の1%前後を芸術的・文化的用途に用いることを義務づけるシステムである。この言葉は、フランス語の"1% artistique"、あるいは英語の"Percent for Art"を翻訳・導入した輸入概念である。いずれの場合においても、実際の運用では1%を基準としてその前後の幅で率が設定されることになる。このように、ある程度の幅が存在する実態を反映したのが、"Percent for Art"というアメリカの用語であり、"1%(un pour cent)"という略称を用いるフランスの用語との間で表現上の相違を見せている。日本では従来、「1%」という具体的な数字を含んだフランス型の呼称が主に用いられていたが、近年では特定の数字が一人歩きすることへの反省も込めて、英語のPercent for Art、ないしはそれに類する表現が使われるようになってきている。ただし本稿では、日本における歴史的経緯を重視して、あえて「文化の1%システム」という呼称を採用したい。

1%システムの具体的内容としては、絵画・彫刻などの芸術作品の購入、空間のシンボルとなるモニュメントの設置、建築空間への装飾デザイン(レリーフ・床モザイクなど)、ストリート・ファニチュアの設置(時計台やベンチなど)、環境のアメニティを高めるための装置(庭園・オープンスペース・並木道・植栽・花壇・噴水など)が挙げられる。さらに、インテリアを含む建築計画全体に芸術性を加味すること、建設プロジェクトにコミュニティの人々が参画するためのプログラムを設定することなど、全体から独立して切り離すことのできないソフトウェアとしても1%の予算は適用されており、これまでに幅広く多様な試みが実践されてきた。1%システムの主たる対象は公共事業であり、その担い手は中央政府・地方自治体であることが一般的だが、民間セクターが行政からの指示ないしは自発的判断により、1%システムを適用する場合もある。

1%システムの萌芽は、世界恐慌後の不況の時代である1930年代の欧米(特にアメリカ・フランス・スウェーデン)に見られ、50年代のフランス、60年代のアメリカでそれぞれ本格的に制度化された。以後、欧米諸国の中央・地方政府を中心として世界中に1%システムは拡大していく。1%システムは元来、芸術家の雇用対策から始まった制度であり、芸術家への公的支援としての性格を存続しつつも、戦後の欧米では「建築と美術との協同によって都市のよりよい空間・環境を創り出すこと」という都市美の理念、そして「あらゆる人々が日常生活の中で現代美術に触れる機会を増大すること」という芸術の民主化の理念に基づいて展開されるようになった。

地方政府がその住民のコンセンサスの元に1%システムを掲げることは、その自治体において何らかの公共事業がなされる限り、確実にある一定の予算が文化的用途に拠出されることを意味する。そのため1%システムは、不安定で削減の対象となりやすい文化予算を財政的に確保し、行政全般における文化の地位を保証する仕組みとして機能してきた。芸術作品の質の確保や建築空間との調和という課題を常に抱えながらも、このシステムは公共空間への芸術の進出を促進することになった。とりわけ、1960年代以降のアメリカにおけるパブリック・アートの発展を支える制度的基盤の一つとして、1%システムの意義はきわめて大きいと言える\*1。

## 2.問題設定

さて、我が国で文化の1%システムが導入されるようになったのは、1970年代後半から80年代にかけてであった。これは、高度経済成長期以後の「地方の時代・文化の時代」において、全国の自治体が独自の「文化行政」を主体的に取り組み、文化の視点から行政全体を新たに見直すことを目指す「行政の文化化」、そして「行政の自己革新」を掲げていた状況を背景としている。この「行政の文化化」の具体的施策として、多くの自治体によって導入されたのが文化の1%システムだった。そのため日本における文化の1%システムの理念には、従来の効率性・経済性最優先の社会に対する、あるいは画一的・官僚的で硬直した行政のあり方に対する異議申し立てが根本に存在しており、人間性・地域の個性・ゆとりと豊かさを尊重する理想が横たわっていたのである。

さらに、日本の文化の1%システムはある独特な展開をみせた。それは、欧米諸外国のように1%システムが法令・条例などによって法的根拠を与えられることなく、期間限定の事業として実施されてきたという点である。そのため、70年代後半から80年代にかけて、全国の自治体の文化行政において大きな興隆を見せた文化の1%システムは、しかしながら多くの場合、事業終了以降の継続性や存続が曖昧な状態で、事実上の立ち消えとなってしまった。かつての成果が検証される機会はなく、1%システムはこれまで文化政策学・文化経済学等の領域においても、研究対象としての積極的な関心をあまり集めてこなかった。本稿では、そのような現状に対する問題意識から、文化の1%システムの日本における展開を文化政策史の枠組において論じたいと思う。

まず、フランス・アメリカにおける1%システムの起源を記述した上で、1970年代後半頃までの歴史的変遷を概略する。このような時代設定をするのは、本研究ではあくまで行政の文化化の文脈における—すなわち年代的には1970年代後半～80年代までの—日本の1%システムを研究対象とするためである。そのため、仏米両国の1%システムについては、日本の事例に影響を及ぼしたと考えられる範囲において概観することになる。そしてそれらの前提をふまえた上で、日本における1%システムの受容と展開について記述する。代表的事例としては、神奈川県・兵庫県の実施した事業に注目しながら、上述したような日本の1%システムの制度的特性について検討したい。

### 文化の1%システムの起源と歴史的変遷

世界的な視野で見た場合、文化の1%システムの起源は、1929年の世界恐慌に始まる不況が蔓延していた1930年代の欧米に見出すことができる。多くの労働者と同様、芸術家たちは深刻な失業問題に直面しており、その救済支援策として国家が芸術家に公共事業を委託し、仕事の場を与えるという方策がとられたのである。アメリカでは、ルーズベルト大統領によるニューディール政策の一環で、芸術分野への様々な公共投資プログラムが実行された。その一つとして、財務省の中に設立された絵画・彫刻部（Section）によって、連邦政府建築の総工費1%を芸術作品設置にあてがう事業が、1934年～43年の間に行なわれた。これが、文化の1%システムの具体的事業としては、世界で最も早く実現した事例である。

#### 1.フランスにおける歴史

##### 1-1 人民戦線政府下における法案提出

同様の動きはフランスでも試みられていた。1936年、人民戦線政府下のフランスにおいて、「失業中の芸術家に委託して、公共建築予算の1%をモニュメンタルな装飾にあてること」「教育施設については建設費の1.5%を芸術的装飾にあてること」を提案する2つの法案が、公教育相 Jean Zay と Mario Roustan によって、元老院および下院に提出された\*2。フランスの場合、不況時における芸術家支援策としての位置づけに加えて、両大戦間のいわゆる「1930年代の危機」—すなわちヨーロッパ文明の優位性や伝統的価値観の崩壊の中で、一般大衆と芸術との乖離が大きな問題となっていたことが、この法案提出の背景として指摘されている\*3。すなわち、民衆の生活の中に芸術をもたらすために、庁舎や教会などの建築の中に絵画や彫刻、そして種々の芸術的装飾が巧みに調和していた文化的伝統を、現代において新たな形で再生させようと、公共建築の中に1%の予算を割いて芸術的装飾を取り入れる1%システムが提唱されたのである。教育施設についてさらに重点的な拠出が提案されたのは、この政策のもたらす教育的効果が高く期待されていたことを反映するもので、対象としての教育施設を重視する傾向は、その後もフランスの1%システムの顕著な特徴の一つとなっている。ただしこれらの法案の実現には、第二次世界大戦後をまたねばならなかった。

#### 1-2 法制化への動き

1947年、文部省が中心となって、「政府による新規の建造物のすべてについて、建設費用の最低1%を絵画や彫刻による装飾的作品のために強制的に割り当て、すべての作品が建物とその周囲の美的な利益を高めること」\*4を定める法案が再び提出された。公共建築物には総予算の1%を、住宅用建造物には0.5%を、橋やダム建造には0.02%を芸術的装飾のために割り当てる、という案であったが、全ての省の財政に関わる問題であったため、なお通過には至らなかった。

この法案は、1949年の文部省省令（学校建築に建設予算の1%を限度として装飾事業を導入することを定めたもの）\*5を経て、1951年5月18日付の「フランス国民教育省令」として複数省法令（L'arrêté interministériel）としてようやく実現する。このいわゆる「1%法」によって、学校および大学施設の建築計画には、装飾作品の計画を含まなければならないことが定められた。これに割り当てられる文化省の施設用経費の予算は、国の単独予算（文部省又は大学庁）で建設される場合は建設費用の最大1%、施設が地方自治体主導で計画される場合は国からの補助金部分の1%とされた\*6。

この段階での1%システムは、「建築に付随する美術品の購入」としての性格が濃厚で、装飾計画の具体的な範囲としては「絵画・彫刻・陶芸・タピストリー・モザイク・鉄工・ステンドグラス・土の装飾」\*7などが想定されており、芸術家の手になる「作品」を建築空間の中に設置するという傾向が強かった。芸術作品の設置だけでなく、環境の整備と向上を含む全ての措置が1%法の適用範囲に拡大されたのは、1972年6月6日付の法令改正においてであった\*8。

#### 1-3 地方への権限委譲

また、フランスの場合は文部省を中心とする中央政府が、法令化による国家レベルで1%システムを展開したことがもう一つの特徴となっているが、1965年には文部省が芸術計画への助言のための芸術顧問（Conseiller artistique）を州別に設置し、事業予算に応じて計画の検討を国家委員会と地方の芸術顧問に振り分けることとして、業務と権限の一部を地

方に委譲する形となった\*9。このような地方分権化の動きは、1959年にアンドレ・マルローが文化大臣に就任し、「文化の脱中央集権化」(d é centralisation)の政策が推進されたことを背景としている\*10。

1975年に再度行われた法改正によって、1%システムの手続きにおける国と地方との役割分担は、以下のように定められることになった。装飾計画に携わる芸術家(もしくは芸術家グループ)の選定を行なうのは、建物の設計を担当する建築家の役目であった。企画された装飾計画は、その規模によって異なる審査機関—予算5万フランを超える規模の計画の場合、1%法の国家委員会である「全国公共建築工事委員会」\*11へ、5万フラン未満の場合地方の芸術顧問である「地方芸術指導官」\*12—の審査に付せられ、最終的には当該県知事の判断によって計画が決定されるという仕組みである\*13。

文化の1%システムは、おおむね70年代を通じて首都圏および地方に建設された「新都市」(Villes Nouvelles)の計画とも密接な関わりを持ち、その結果、建築空間の装飾から都市計画への直接参与へと、1%システムの社会的役割が大きく変貌することになる。また、1982年の地方分権化法の発足を受けて、国から地方への権限委譲が大幅に進み、1%システムの担い手も対象とされる施設も拡大・多様化するなど、80年代以降も大きな展開を見せている。個別の建築物に装飾物を付加する初期の1%システムの枠組では、芸術の高度な質を確保することが難しく、都市空間全体を美しくよりよいものにするという大局的な展望が見えないという批判と反省\*14の元で、こうした政策の転換が行われたといえる\*15。

## 2. アメリカにおける1%システムの条例化

70年代末以降の日本における1%システム導入に際して、フランスと共に大きな影響を及ぼしたアメリカの1%システムに関しても、戦後の地方政府における条例化の動きに焦点を当てて概略を記すことにしよう。

アメリカにおいては戦後、地方政府による1%システムの条例化の動きが全国的に拡大していく。ニューディール期において財務省絵画・彫刻部(Section)が、1934年~43年にかけて実施した1%事業は、質の高い現代芸術を公共建築に取り入れるという理念がみられたものの\*16、基本的には不況を背景とした芸術家の失業対策を主眼とする期間限定の事業であった。一方で戦後の条例化の流れは、1%システムが恒常的に存続する根拠を確立し、1%の対象を個々の建築計画から、自治体の建築分野の財政全体へと拡大していく動きに他ならなかった。

1950年代のフィラデルフィア市では中心市街地の美化のため、全てのビル再生プロジェクト予算の1%をアートにあてることが再開発局によって取り決められていたが、1959年芸術団体のロビー活動により、この原則が市で条例化(「パーセント・フォー・アーツ条例」)された。これにより、市が新築する全ての建造物に1%システムが適用されるようになった。一般的に、この1959年のフィラデルフィア市における条例化をもって、アメリカにおける文化の1%システムの最初の事例とし、セクションの1%事業はその前史とみなされている。

次いで、1964年のボルチモア市、1965年のサンフランシスコ市、1967年のハワイ州など、文化の1%システムの条例化は全米各地に広まっていく。さらに、連邦政府の一般公共事業局GSA(連邦政府ビルの建設を担当する国の機関)が、政府機関の建物の建設・改築に1963年からこの方式を採用するようになった。これは、「Fine Arts in New Federal

Building Program」と呼ばれるもので、「建築に当たっては、総予算の1%を超えない範囲で、現役のアメリカ人アーティストの作品に重点を置いて美術品を購入する」という方針の元に、1963年から67年までの4年間の間に45の芸術作品を発注した。アメリカにおける初期の、すなわち60年代の1%システムは総じて建築物・建築家中心主義的で、例えば上述のGSAのプログラムにおいては、芸術作品の制作にあたるアーティストは建築家が提出したリストに基づいて選定されていたとされる<sup>\*17</sup>。

さて、これらはいずれも単独個別の建設事業に応じて、その総予算の1%を文化的用途に拠出するというものである。それに対し、自治体の特定分野（土木・建築、都市公園・電力・水道などのインフラ整備事業）の財政のうち1%をパブリック・アート整備のために確保する、という画期的なシステムを採用したのが1973年シアトル市の「市資本支出の1%を芸術に投資する法律」（通称「PA条例」）である。個別の事業において建築物に芸術的装飾を1対1で付加するのではなく、市の財政全体から予算を拠出し、その予算を市全体のパブリック・アート整備事業に対して、より統括的・計画的に配分するという点で、PA条例は全く新しい「1%システム」のあり方だったと言える。

PA条例は、1973年の制定後、1974年の細則設定によって、財源の半分をシアトルの地元芸術家に割り当てることを決定した。その後、1976年の条例改正により、政策遂行の基本的な手段が整備された。このPA条例を推進したのは、1955年にシアトル市議会に対する助言機関として設立された地方芸術委員会（MAC: Multiple Arts Commission）が、1972年に改組して行政機関に格上げされたシアトル芸術委員会（SAC: Seattle Arts Commission）であった<sup>\*18</sup>。

以上が、フランス・アメリカにおける文化の1%のシステムに関する、起源と歴史の変遷の概略である。仏米の1%システムはいずれも、1980年代から現在に至るまでさらなる発展を見せることになるが、本稿では日本の1%システムに影響を及ぼした前史として、80年代以前の記述に留めておく。また、例えばスウェーデンでは1937年、イタリアでは1949年より1%システムを法制化しており、先進的な政策を進めてきた国家は仏米に限られるわけではないが、これも本稿の趣旨に照らしてあえてこの両国のみを考察の対象とした。

### 日本における「行政の文化化」としての1%システム

1%システムを導入する以前の日本において、フランス・アメリカをはじめとする欧米諸外国における1%システムの動向は、どのように受容されていたのだろうか。1%システムの実情と成果については、1950年代後半からの比較的早い時期から我が国に紹介されており、その導入が提唱されていた。このような初期の紹介・提唱の担い手となったのは、主に美術評論家や彫刻家、そして建築家であり、野外の公共空間に彫刻を設置することを積極的に推進する意向を持った人々であった。そのため、1%システムは、建築家と芸術家とが協働しながらよりよい公共空間を形成していくことを目指す「建築と芸術」の問題、公共空間への芸術の社会進出の問題として位置づけられ、芸術に対する公的支援の有力な財政的根拠として、文化の1%システムに対する期待が寄せられていた<sup>\*19</sup>。1969（昭和44）年には、建築美術工業協会が「公共建物建設にあたって総費用の1%をその芸術的付加物の費用として義務づける法律」の策定について国会へ嘆願書を提出し<sup>\*20</sup>、結果的に時期尚早で法制化は叶わなかったが、このような動きは「建築と美術」の立場から公共空間に芸術

性を導入しようとする流れの現われであったと言える。

ところが一方で、その後我が国で実際に文化の1%システムが導入されるようになった文脈は、それとは全く異なるものであった。日本における1%システムは、「地方の時代・文化の時代」と謳われた1970年代から80年代にかけての、地方主体の「文化行政」もしくは「行政の文化化」の枠組の中で、全国の自治体によって実践されるようになったのである。「行政の文化化」とは、高度経済成長期における経済価値や効率性最優先の社会に対する反省から、1970年代後半の地方自治体に起こった潮流である\*21。「文化」の観点から行政全体を見直し、これまでの硬直した官僚的行政の中で失われてきた人間性・地域性・創造性を取り戻そうとするもので、それによって「行政の自己革新」をはかり、国の下部組織にとどまらない自治体独自のアイデンティティを獲得し、豊かな市民文化を育むことが「行政の文化化」の目指すところであった\*22。この行政の文化化を具体化・具現化するための施策として着目されたのが、文化の1%システムだったのである。

そのため日本における1%システムは、効率・経済最優先の戦後社会において喪失されてきた人間性やうるおい・ゆとりを取り戻すための手段として、また地域の誇りとアイデンティティを確立するための施策として、自治体文化行政の中で展開されることになった。この日本型の1%システムは、芸術家支援に端を発し「建築に美術を」「あらゆる人々が現代芸術に触れる機会を」といった理念に基づく欧米型の1%システムとは、根本的に背景や意味合いを異にするものであった。

「わが国では芸術家に経済的な援助をさしよるべるといったことではなく、大都市化や機能、効率重視のなかでできあがってきた環境の総体を別な視点からみなおすべきであるという社会的状況・雰囲気大きな力を占めてきているという事情を直接的に反映しているのである。その別の視点をいいあらわす概念として「文化」がきわめて適切であったということなのである」\*23

という当事者の自己分析は、こうした状況をまさに的確に反映している。つまり、今までは顧みられてこなかった視点・切り捨てられてきた視点から社会を見直すとき、そこに明白に欠如している「文化」を補填するための、確実に実現可能な方策として1%システムの価値が見出されたということだ。

また、このように「文化の視点からの見直し」としての役割が1%システムに与えられたことに伴って、1%の芸術性付与はそれ自体で固有の価値を持つことよりも、建築空間全体・地域全体・そして社会全体へとより包括的な見直しの視点を広げていくための、契機・触媒となることが期待されていた。その志向性は、「1%の文化を加えることによって元の100%を見直す」という、当時多用されたフレーズに端的に集約されている。そのため、日本の1%システムにおける具体的事例には、それ自体で完結し固有の価値を持つような芸術作品よりも、建築空間や環境と一体化したデザインやアメニティを高めるための仕組みなどが目立っている。その点に関しても、彫刻やモニュメントの設置を主とする欧米流の「美術のための1%システム」とは異なるということが、当時から明確に認識された上で計画と実行がなされていたのである\*24。

それでは、従来は主に建築・美術関係者によって注目されていた文化の1%システムが、なぜ1970年代後半になって急速に自治体文化行政関係者たちの関心を集めるようになった

のか、という問いが生じてくるが、これに関して現状では明確な要因を見出すことはできない。考えられる要因としては、フランスの1%システムの沿革をたどった展覧会「美術と建築：1パーセント政策の決算と諸問題」が1970年に、さらに1978年には「芸術と都市：生活の中の芸術」展がそれぞれパリで開催され、報道等を通じて国際的に話題になったこと等が挙げられるが、自治体文化行政のフィールドにおいて1%システムへの関心と認知がいかに形成されたのかについては、今後さらに検討の余地がある<sup>\*25</sup>。

## 1. 地方自治体における文化の1%システムの展開

日本で初めて文化の1%システムを導入し、全国の自治体に大きな波及効果をもたらしたエポック・メイキングな事例は、神奈川県（1978年）、そして兵庫県（1979年）の事例に代表されるといってよいだろう。この同時期に行われた2事例は、神奈川県の長洲一二知事・兵庫県の坂井時忠知事といった、行政の文化化を政策の重心に掲げるリーダーによって、トップダウン式に始められていった点が特徴的である。

1970年代後半、兵庫の坂井知事と神奈川の長洲知事は、ほぼ同時期に行政の文化化の理念を唱え、その一環として文化の観点から公共事業や地域全体を見直し評価する、「文化アセスメント」を提唱した。そして、文化アセスメントの成果を具体化するものとして位置づけられたのが文化の1%システムであった。そのため1%システムは、ただ単に総予算の1%が文化的用途に確保されたり、建造物に1%分だけ文化的要素が付加されるにとどまらず、常に「文化」の視点から行政の政策・事業そのものを見直す契機・触媒としての役割を果たすことが期待されたのである。

長洲知事のもとで行政の文化化を積極的に進めていた神奈川県では、1978（昭和53）年度に庁内で文化アセスメントについての調査・研究を行った。その結果、行政の文化化の具体的施策の一つとして「文化のための1%システム」が提唱され、同年度から新設の県立高校を対象に実施が開始された。「高校100校建設」の事業を継続していた神奈川県は、画一的でない個性と地域性あふれる学校施設を建設するために、高校を対象の中心にすえて事業を進めていった。

兵庫県では、文化アセスメントの具体化を図るため、昭和1979（昭和54）年度から「生活文化を創る1%システム」事業が開始された。事業の対象を県営住宅・学校・橋梁の3種類に絞り、地域住民の声の反映と合意形成を織り込んだ、地域コミュニティのためのプログラムとされているのが、兵庫県式1%システムの大きな特徴だった。

このような神奈川県・兵庫県の事例をモデルとして、1970年代後半から80年代前半にかけて、都道府県レベルを中心とする全国の自治体に、1%システムの事業が波及していった。1979年度より滋賀県は、全ての行政分野に「文化の屋根」をかけるための「文化の屋根事業」の一環として「美しいマチをつくる1%事業」を開始し、住民参加を図るため1%事業のアイデアを市民から募集するなどの施策を行った。また、石川県は県立の学校施設を対象とした「教育環境整備事業」において、各学校自身からアイデアを募るという方式を採用した。以下、広島県・福島県・鹿児島県・東京都などが次々と類似の1%システム事業を展開していった。表1はその概要をまとめたものである<sup>\*26</sup>。

【表1：文化の1%システムの自治体別事例】



- ・神奈川県「文化のための1%システム」(1978年度～)
- ・兵庫県「生活文化を創る1%システム」(1979年度～)
- ・滋賀県「美しいまちをつくる1%事業」(1979年度～)
- ・石川県「教育環境整備事業」(1979年度～)
- ・広島県「公共施設等修景化事業」(1979年度～)
- ・福島県「文化のための1%システム」(1980年度～)
- ・鹿児島県「かごしまの美とうるおいを創る事業」(1980年度～)
- ・東京都「文化のデザイン事業」(1981年度～)
- ・大分県「歴史のかおるまちづくり計画」
- ・長野県「公共建築物文化高揚事業」
- ・高知県「施設等への文化性付加等推進事業」
- ・尼崎市「公共施設の文化景観の創造事業」
- ・伊丹市「ゆとりある文化的環境づくりのためのプラスアルファシステム」
- ・広島市「公共施設文化投資事業」
- ・名古屋市「アーバンデザイン委員会」「1%景観工事システム」

## 2. 国政における1%システムの提言

さて、全国の自治体が自主的な1%システム事業に取り組んでいた一方で、国はどのような対応を取っていたのであろうか。結論から言えば、比較的早期から一部の国会議員によって、1%システムの導入が繰り返し提言されていたにも関わらず、関係省庁が二の足を踏んでいるうちに地方の動きに取り残され、その後追いに終始することになったと言える。具体的成果としても調査研究・実験の段階に留まり、国家的施策としての1%システムの実現化には至っていない。

ただし、新自由クラブを中心とする議員たちによる1%システム提唱の動きについては、注目に値するものであろう。なぜなら、地方自治体における行政の文化化とは異なる文脈で、国政においても1%システムの意義と必要性が議論の対象となった事実を伝えるものだからである。

日本の国会において最初に文化の1%システムが提案されたのは、1976(昭和51)年10月21日の参議院文教委員会(第78回国会)においてのことである<sup>\*27</sup>。この時の発言者は新自由クラブ<sup>\*28</sup>の有田一寿で、当時の国会における1%システムのアピール活動の中心的役割を担ったのがこの人物である。全国に先駆けて神奈川県が1%システムを開始したのが1978(昭和53)年度のことであり、国会におけるこの提案は、最も先進的な自治体の構想段階と同時期か、むしろそれよりも先行するものであったと言える。表2にまとめた通り、これ以後1981(昭和56)年2月5日の衆議院予算委員会(第94回国会)に至るまで、新自由クラブを中心とする議員が、延べ11回に渡って国会で1%システムの政策提言を行うことになる。

【表2：国会における文化の1%システムの提案状況】

提案者（所属政党）	回次	会議の種類	開催年月日
有田一寿（新自由クラブ）	第78回国会	参議院文教委員会	1976（昭和51）年10月21日
有田一寿（新自由クラブ）	第80回国会	参議院文教委員会	1977（昭和52）年04月07日
有田一寿（新自由クラブ）	第84回国会	参議院本会議	1978（昭和53）年01月26日
柿沢弘治（新自由クラブ）	第84回国会	参議院予算委員会	1978（昭和53）年01月31日
西岡武夫（新自由クラブ）	第84回国会	衆議院予算委員会	1978（昭和53）年02月04日
有田一寿（新自由クラブ）	第84回国会	参議院文教委員会	1978（昭和53）年03月30日
有田一寿（新自由クラブ）	第84回国会	参議院文教委員会	1978（昭和53）年04月25日
小川仁一（社会党）	第87回国会	衆議院文教委員会	1979（昭和54）年04月11日
田中昭二（公明党）	第91回国会	衆議院予算委員会第二 分科会	1980（昭和55）年03月04日
有田一寿（新自由クラブ）	第91回国会	参議院文教委員会	1980（昭和55）年03月18日
山口敏夫（新自由クラブ）	第94回国会	衆議院予算委員会	1981（昭和56）年02月05日

これらの議員の主張や議論には、政党間においても実質的な内容の差異はほとんど見られないため、便宜上、最も代表的な新自由クラブの主張として扱うことにする。

有田を筆頭に、新自由クラブの主張する1%システムは、初期フランス型のモデルを忠実に踏襲したものであった。すなわち、公共建築物新設の際には総工費の1%を芸術的装飾に用いるよう義務付けるべきであること、さらにその教育的効果に鑑みて、公共施設の中でも特に学校施設から重点的に施策を開始すべきである、という主旨だった。

芸術的装飾の具体的なイメージとしては、「書画、絵画、彫刻、彫像、あるいは五重の塔のミニチュア」\*29「郷土出身の画家のよい絵・・・伝統的な古い絵・・・草木染めのような伝統工芸品・・・伝統的な京だる」\*30といったもので、それらを学校建築の中で「天井にはめ込む、あるいは壁面にする、三角コーナーに飾る」\*31という設置形態が想定されていた。すなわち、ここで考えられている芸術的装飾とは、学童をはじめ多くの人々を感化し啓蒙的效果を及ぼす、芸術作品・伝統工芸品・そして文化財（およびその模造品）であり、通常は美術館・博物館を訪れなければ鑑賞できないような作品であった。それらを、子どもなら誰もが通学し、地域社会の中心である学校に設置することで、たとえ美術館を訪れる機会のない人々にも文化に触れる機会を提供するということが、1%システムの意義とされていた\*32。

これは、その後神奈川県・兵庫県などの自治体で、建物と一体化して全体から切り離すことのできないデザインが重視されたのとは、明らかに異なる志向性を持っている。また、1950年代頃までのフランスの1%システムに大きく依拠しつつも、現代作家ではなく伝統工芸の作家に創作と活躍の場を与え、伝統工芸の支援策としても有効に機能させようとする意図\*33は、この新自由クラブの提言に独自のものである。

新自由クラブは、将来的には公共施設一般への適用をめざしながらも、当面は学校施設への1%導入を実現するため、文部省・建設省・大蔵省など関係省庁へのはたらきかけを行った。公立文教施設にかかる年間予算約5000億円の1%にあたる、約50億円の予算を想定

してのことである。しかし、比較的理解を示した建設省は措いても、大蔵省が予算の割り当てには抵抗を示し、文部科学省が及び腰になっている状態が続き、1%システムの実現化は進展を見せなかった。

やがて、1978年の神奈川県を筆頭に地方自治体が1%システムの施策を展開していくようになり、国が地方に追い越された形になって初めて、文部省は1%システムについて検討するための調査・研究を開始した。1980年、彫刻・工芸などの芸術家、建築家、教育者らの有識者からなる「学校施設への文化性投入に関する調査研究協力者会議」が設置され、施策のための調査研究が行われた。また、全国の公立学校のうち100校を選んで1%システムの実験が実施されることになった<sup>\*34</sup>。しかし、これらの調査の結果として、フランスの1%システムの報告書<sup>\*35</sup>が翻訳刊行されたことを除いては、特に目立った成果が挙げられることなく、結局この問題自体が1982年頃には立ち消えとなってしまった。

このように、先進的な地方自治体の動きとほぼ同時期に、国政において1%システムが提案されていたものの、政府（とりわけ文部省・大蔵省）の消極的姿勢のために、国家による1%政策の実現に結びつくことはなかったのである。

### 3.神奈川県「文化のための1%システム」

我が国で最も早く1%システムが実現した事例が、神奈川県が1978（昭和53）年度から取り組んだ「文化のための1%システム」である。これは、同年に庁内で行われた文化アセスメントの研究結果を踏まえた上で、文化行政を掲げる長洲一二知事の提案により、神奈川県における高校100校建設がきっかけとなって開始された事業であった。

#### 3-1 高校100校建設：1%システムの背景

高度経済成長期を通じて大幅な人口増加を経験した神奈川県は、1973～85（昭和48～60）年度にかけて高校を100校建設するという計画に着手した。短期間に多くの建設を完成させねばならず、かつ学校施設の設計は全て規格が定められていたため、いきおい高校建設計画は効率・機能最優先のものとなり、画一的で無味乾燥な校舎が県下に次々と建てられていくことになった。

このような事業の進め方に対して、「私は神奈川県高校建設株式会社の社長になったのではない」<sup>\*36</sup>と疑問を投げかけたのが長洲知事であった。効率最優先の画一化を廃し、高校の生徒たちが「我が母校」と呼べるような個性と美観性あふれる校舎をつくること、そして生徒のみならず地域住民にとっても町の誇りやコミュニティ・シンボルとなるような建築物とすることが目指された。そこで導入されたのが1%システムで、一律17億円と決められている県立高校の校舎建設費に、その1%である1700万円を県費から上乘せして文化的用途に利用するというものである。手始めに県が取り組んだのは、1978（昭和53）年度の補正予算から新設の6高校<sup>\*37</sup>に1%システムを適用することであった。以後このシステムは県立高校を中心にしながら、翌79（昭和54）年度以降は「公共施設の整備事業で事業費が1億円を超える事業」<sup>\*38</sup>を対象を拡大して、県内に新設される公共施設に適用されていくことになる。

#### 3-2 神奈川県の文化行政における1%システムの位置づけ

神奈川県では、1977（昭和52）年度より、文化を担当するセクションである「文化室」を首長部局の県民部の中に設立し、積極的に文化行政・行政の文化化に取り組んでいく体

制をととのえた。行政の文化化が全庁的に推進されていた神奈川県において、文化行政の全体像の中で文化の1%システムはいかなる位置づけを与えられていたのだろうか。神奈川県では、ともすれば理念や空論の段階とどまりがちな行政の文化化を、具体的な実行策とするための「四つの仕掛け」\*39を設定し、そのうちの一つとして1%システムは位置づけられた。

また、「文化行政の総合的な企画、調整および推進をはかるとともに、行政の文化化を推進するため」\*40という目的で、知事を本部長とする「文化行政推進本部」が1979（昭和54）年度に設置されたが、その推進本部の5つの主要な所掌事項\*41の1つとして「文化のための1%システム事業に関すること」が位置づけられ、さらにそれに応じた推進本部の3つの下部組織\*42のうちの1つとして構成されたのが、「文化のための1%システム推進委員会」であった。

すなわち神奈川県においては、文化の1%システム事業は県の文化行政の全体像の中で体系的な位置づけを与えられ、行政の文化化を具体化するための重要な施策の一つとしての役割を与えられていたことになる。

### 3-3 文化のための1%システムの推進体制

文化行政推進本部設置の下部組織として1979（昭和54）年度に設置された「文化の1%システム推進委員会」は、県民部長を委員長として、全て県庁職員からなる10数名の委員から構成された。このような組織は、地域の代表・アーティスト・有識者などを組み込んだ他の自治体における1%委員会とは、性格の異なる点である。

この推進委員会を中心とした、1%システム事業の具体的な進行は、以下のようなプロセスを踏んで行われるものとされた。まず1%事業のための予算については、原則として事業実施部局（原局）が企画立案し予算編成期に予算要求を行うというやり方になっている。あらかじめ1%にかかる全ての予算を委員会で確保し、各部局に配分するという方法は取らず、予算の段階から原局の主体性を尊重し積極的な姿勢を求めるという考え方を採用しているためである。予算が決定されると、再び原局が計画案の作成にあたる。この段階での委員会の役割は、1%事業に関連する事例や情報の収集・提供を行い、原局の計画案作成を支援することにある。作成された計画案は、委員会によって文化的視点からの検討・協議に付された後、文化行政推進本部に報告され、最終的には本部の審査を経て実施に移されるという流れである\*43。

このシステムは、1978（昭和53）年度から1987（昭和62）年度までの9年間継続した。県立高校100校をきっかけとして始められた事業であるが、その間に1%が適用された施設は全106件（高校61、養護学校6、庁舎7、会館・センターなど24、道路・橋梁などの土木施設8）にのぼる。この事業においては、彫刻やモニュメントの設置など、一点豪華主義の装飾は極力避けられる方向にあり、「ゆとりのある空間づくり・自然環境との調和・地域特性の表現」\*44など、その効果が設計計画全体に及ぶような具体的方策が採用されてきた。また、開放的な広場・体育館・ホールの整備など、地域に開かれた施設づくりに1%の予算を注ぎ、地域コミュニティの向上にも貢献しようと努めてきたことも、神奈川県の1%システムの大きな特徴である。

## 4. 兵庫県「生活文化を創る文化の1%システム」

兵庫県では、1978（昭和53）年に建設された宝塚大橋のインパクトが、県政全般において文化行政・行政の文化化を推進するきっかけとなった。県が1978年にまず取り組んだのは、文化の視点から公共プロジェクトや地域を見直すという「文化アセスメント」であり、そのアセスメントの成果を具体化するための方策として次に導入されたのが、文化の1%システムであった。兵庫県において、文化アセスメントと1%システムは、相互に関連しフィードバックし合う、不可分の関係にあるものと位置付けられた。これまでの行政において見過ごされてきた、地域の個性・魅力を高めるための施策として、「生活文化を創る文化の1%システム」は1979年度より開始された。

#### 4-1 宝塚大橋の建設

兵庫県の文化の1%システム事業のさきがけとなったのは1978（昭和53）年、住民の要望を反映させて文化的な要素を取り込むことに成功した、「宝塚大橋」の建設である。宝塚市武庫川にかかるこの橋は、当初県の土木部によって、長さ159メートルに対し幅16メートルの規格型が計画されていたが、「歌劇のまちにふさわしい橋を」という地域住民の要望に応じて、1973（昭和48）年途中で設計を変更した。幅を20メートルに拡大した上で、橋の入口を三角形に広げてオープン・スペースをつくり、橋の中間部の両側の歩道にもそれぞれ半円形の張り出し部を設けて、ポケット・パークを創出した。また、歩道と車道は緑の植栽によって分離され、橋上のスペースには噴水・ベンチ・花壇などが置かれ、四季折々の花とともに市民が憩うための空間が生み出された。さらに1978年には、淀井敏夫の『渚』『鷗』、新谷琇紀の『愛の手』といった彫刻作品が設置され、宝塚大橋は橋上の公園のような趣きを呈することになった。公共の建造物には効率や機能が最優先されていた当時の日本において、このような試みは画期的なものであった。

#### 4-2 文化アセスメント

こうした経緯を経て兵庫県では、行政や県民の生活全体を文化の視点から見直すための施策として、「文化アセスメント」を1978年から開始した。文化アセスメントとは、公害・環境問題が社会的に深刻化した70年代頃から導入された「環境アセスメント」のアナロジーとして、いわゆる「地方の時代・文化の時代」に生み出された概念である。環境アセスメントとは、あるプロジェクトが環境に与える影響について事前に予測・評価し、環境悪化の未然防止を防ぐための手続きであるが、初期の文化アセスメントもまた、「公共施設の建設に際して、それが地域の文化環境にどのような影響を与えるかについて、事前に調査し結果を住民に公開する」といった趣旨で構想されていた<sup>\*45</sup>。

だが、兵庫県が本格的に文化アセスメントに取り組むため、1978（昭和53）年度から「文化アセスメント導入のための研究委員会」<sup>\*46</sup>を設置し、一年間にわたって理論づくりを行なった結果、文化アセスメントとは、「地域のもっている文化的潜在力、可能性を再点検し、地域文化つまり地域の生活や環境の質を高めていくための一連の体系」<sup>\*47</sup>であると幅広く定義された。文化アセスメントには二つのタイプが想定され、上記のように特定のプロジェクト実施に際して文化的側面から影響評価を行なうものは「事業型文化アセスメント」、事業に関わらず地域そのものを評価するものは「地域型文化アセスメント」と名づけられた。

#### 4-3 文化アセスメントの具体化施策としての1%システム

文化アセスメントの成果の具体的実現を図るために、昭和1979（昭和54）年度から実施

されたのが、「生活文化を創る 1%システム」である。

推進体制としては、この事業は兵庫県と総合研究開発機構（NIRA）との協働で行われ、15名の学識経験者を中心とした委員からなる「生活文化を創る 1%システム委員会」\*48を設置した。この事業では対象を県営住宅・学校・橋梁の3種類に絞り、毎年各1件ずつの1%モデル事業を計画・実施することになった。委員会もそれぞれ3つの専門部会に分かれて行われ、委員会および部会では主管課（生活文化部文化室）の作成した原案を複数回にわたって検討し、実施に移した。兵庫県では学識経験者の助言を重視しつつ、地域の住民の声を反映させ合意を形成していくやり方が取られ、委員会のメンバーには地域の文化代表を加えた上で、事業予定地である現地で部会を開催する機会が確保された。

文化アセスメントと密接な関係を持った兵庫県の「生活文化を創る 1%システム」は、日本の 1%システムの中でもとりわけ「1%を手がかりに全体を見直す」という姿勢が顕著であり、その成果物は計画全体の中に組み込まれて、単独で取り出すことのできないものが多い。例えば、事業初年度の 1979（昭和 54）年度に、学校部門として選ばれた県立赤穂高校のモデル事業（工費 14 億円の 1%）では、「地域としての県立高校」というテーマのもとに、コの字型の校舎配置計画、それによって作られる人工広場、解放的な玄関ホール、垂直性を生かしたシンボリックな塔屋などが 1%システムによってデザインされている。海浜公園という周囲の環境を生かし、広場は生徒だけでなく地域の住民にも広く利用されることを想定されている\*49。このように、計画の段階から地域住民の声を生かし、その成果をコミュニティに還元するというやり方が、「生活文化を創る 1%システム」の目指すところであった。

## 5. 1%システムの継続性と波及効果

これまで、我が国の 70 年代後半に始まる文化の 1%システムの概略、そして代表的事例である神奈川県・兵庫県の具体的な事業について詳細な検討を行いながら、文化行政・行政の文化化の一環として行われてきた 1%システムの特性を明らかにしてきた。

さて、日本の 1%システムのもう一つの顕著な特徴として、欧米諸外国のように法令・条例などによる法的根拠を与えられての運用ではなく、およそ 5 年～10 年の期間による事業として実施されたものであった、という点が指摘できる。したがって、事業期間の終了と共に、公共施設の建設予算の 1%を文化的用途のために上乗せするという 1%システムの原則は、基本的には何らの保証もされないということになる。

ただし実態としては、自治体が 5 年から 10 年間に渡って 1%システムを実施した場合、その実施期間が終了しても、1%の原則が先例・慣例として作用するために、その後の公共事業予算に影響を及ぼすという状況がいくつかの自治体で見られてきた。すなわち、事業期間の終了が 1%システムそのものの完全な消滅を意味したわけではない。

全国の自治体が 1%事業に着手し始めたのは、おおむね 1978 年～82 年頃の間であり、多くの自治体は 5 年～10 年のタイムスパンで事業を展開したため、およそ 1990 年頃までは明確な形で 1%事業が行われていた。事業終了後は、それに伴って 1%システムを完全に終了する場合もあれば、慣習・慣例的に 1%の原則の適用を続けてきた自治体もある。だが、制度による裏づけがない以上、1%システムの適用はその自治体の実情、とりわけ財政状態によって左右されやすく、きわめて恣意的で不透明な運用がなされることになる。1%シス

テムが事業として行われている期間には、その内容は広く公表されることになるが、慣例として適用されている場合、自治体がどのような基準で1%原則を適用しているのか、具体的にどの公共施設が対象となっており、その予算や成果物はどのようなものか、といった基本的な情報すら不透明で曖昧なものになってしまう。実際、現状において全国の自治体がどのように1%システムを適用しているかについての網羅的なデータはなく、概観的な見取り図を描くことは不可能である。

そのため今後の研究上の課題としては、1970年代末～80年代前半に開始された文化の1%システムの事業が各自治体で終了した後、公共施設建設事業における1%システムの適用が、いかに行われてきたかという実態調査が、とりわけバブル崩壊による財政悪化の到来を境とした比較的視点を軸になされる必要があると言えるだろう。

#### おわりに：本稿の意義と今後の課題

1970年代後半から80年代にかけての日本では、本稿でも示したように、神奈川県・兵庫県の取り組みを筆頭に、全国の数多くの自治体が1%事業に着手し、文化行政における一種のブーム・流行の様相を呈した。そのため、この間にあまたの公共施設において1%の事業が実施された一方で、大半の自治体で事業期間が終了し、かつバブル以後の財政難という要因も加わった90年代以降、公共事業における1%の原則は半ば立ち消えとなってしまった。それに伴って、かつては文化行政の分野で熱心に取り上げられることの多かった1%システムは、我が国においては研究対象としてもあまり省みられないまま、未検証の状態で取り残されていたと言っても過言ではない。

そのような状況下で、日本における文化の1%システムの歴史的な展開と制度的特性を検証した本稿には一定の意義があるものと考えられる。今後の研究課題としては、既に述べたように、多くの自治体での事業期間終了後（おおむね90年代以降）、公共事業における1%システムの適用がどのように慣例化・継続・運用されているかについての実態調査を行う必要がある。それによって、戦後から現在に至るまでの日本の文化の1%システムがたどってきた政策的変遷を、通史的に展望することが可能になるだろう。

#### [付記]

本稿の執筆にあたり、東京都財務局建築保全部庁舎管理課、神奈川県県民部文化課、滋賀県県民文化生活部県民文化課、兵庫県知事室広聴課の各機関、および長嶋由紀子氏（東京大学大学院）のご助力を頂いたことを感謝します。

#### 【注】

- 1：工藤安代『パブリックアート政策：芸術の公共性とアメリカ文化政策の変遷』勁草書房、2008年
- 2：Anne Bonnin, “Un pour cent (1%) décoration“ in Emmanuel de Waresquiel dir., *Dictionnaire des politiques culturelles en France depuis 1959 : une exception française*, Paris Larousse : CNRS Editions, 2001, pp. 599-600
- 3：竹本忠雄「都市に魂を芸術家には創作活動を」『朝日ジャーナル』朝日新聞社、1980年2月1日、p92-95
- 4：新田秀樹「フランスの新都市整備におけるパブリック・アート事業」『鹿島美術財団年報』鹿島美術財

---

団、1997年、p157-164

5 : 新田、前掲

6 : 新田、前掲

『文化アセスメントを考える：心豊かな地域社会をつくるために』兵庫県企画部文化局、1979年

7 : 『生活文化を創る 1%システムについて：心豊かな地域社会をつくるために』兵庫県企画部文化局、1980年

8 : Anne Bonnin, ibid.

9 : 新田、前掲

10 : 竹本、前掲

11 : 「全国公共建築工事委員会」の構成は以下の通り。

・政府関係 5名(文化庁芸術創造部長又は次長、文部大臣等の代理 2名、国立芸術センター造型芸術部長、文化庁建築局長又はその代理)

・職能団体を代表する外部の有識者 5名(美術評論家、美術教員、画家、彫刻家、景観専門家各 1名)

・文化庁長官が指名する有識者 2名(1名は建築家、他の 1名は画家、彫刻家、景観専門家のうちから)

12 : 「現代芸術に関心を有する地方の有識者であることが多く、文化庁芸術創造部によって 22 の各地方ごとに任命される。その任務は主として知事に提出される計画書について意見をのべ、1%システムの適用を監視することである」『文化アセスメントを考える：心豊かな地域社会をつくるために』兵庫県企画部文化局、1979年

13 : 兵庫県企画部文化局、1979年、前掲書

14 : 設置される作品の芸術的質の高さや、建築空間との調和をどのように確保するかは、初期から一貫しての 1%システムの課題だった。ピエール・シュナイダーによれば、1%はいわゆる一流作家の関心と参加をあまり集めることができなかつた結果、通常の美術市場では高い評価を得ていない二流・三流の作家や、あるいは行政や建築家とのコネクションで採用されている作家たちが、1%システムに携わる作家の多くを占めることになってしまい、自ずと作品の質的低下を招くことになったとされている。また、芸術家・建築家のいずれにも、相互の領域に関する見識や経験が不足していたため、そのプロジェクトには不適切な芸術家が建築家によって指名されたり、建築空間や環境との調和への配慮が欠如した芸術作品が生み出される結果となった。これらは、現代美術を公共空間へと開いた 1%システムの成果の一方で、大きな課題と限界であると認識されている。

ピエール・シュナイダー「1%の正しい使い方」現代彫刻懇談会編『世界の広場と彫刻』所収、中央公論社、1983年

15 : その点、行政の文化化時代の日本では、自ら 1%システムを導入するにあたって、おおむね初期の欧米における 1%システムのあり方を参照するにとどまり、当時から見て同時代のフランスにおける、このような根本的な見直しと方針転換の動きをふまえていたとは到底言いうる状況ではない。

16 : 工藤、前掲

17 : 工藤安代「米国における文化政策とパブリックアートの変容」埼玉大学大学院博士課程学位申請論文、2007年

18 : 金武創「アメリカ都市芸術支援政策の財政的問題」『財政学研究』1997年 11月、財政学研究会

19 : 最も先駆的な言説の例としては、浜口隆一「彫刻家の人達へ」『みずゑ』美術出版社、1958年など。

20 : 兵庫県企画部文化局、1980年、前掲書

21 : 「行政の文化化」という概念が初めて文書上に登場したのは、1975(昭和 50)年に NIRA(総合研究開発機構)が刊行した『地域社会における文化行政システムに関する研究』においてであるとされている。(神奈川県文化室『物語・自治体文化行政史』新曜社、1988年、p67による)

22 : 松下圭一・森啓編著『文化行政：行政の自己革新』学陽書房、1981年

23 : 兵庫県企画部文化局、1980年、前掲

24 : 饗場正彦「文化のための 1%システム・神奈川県」松下・森、前掲書所収、p322

25 : さらに、二次的な理由には過ぎないが、文化の 1%システムが行政の文化化の時代になって、全国の自治体に急速に広まった背景には、もう一つの間接的要因があると思われる。それは、三木武夫内閣時代に決定されたいわゆる「防衛費 1%枠」のアナロジーである。これは、日本の防衛費を GNP の 1%以内とするという方針で、1976(昭和 51)年 11月 5日、三木内閣によって閣議決定された。全くの偶然ながら、



これはちょうど行政の文化化が唱え始められた時代と一致する。防衛費1%枠は、文化の1%システムとは本質的に何ら関係のない政策であるばかりか、むしろ「1%以内に抑える」という逆の志向性を持った方針であるが、この「1%枠」という言葉は、特定の領域の予算を一定確保/制限するという発想の枠組を提供するものであったことは間違いない。例えば、1989年に開館した水戸芸術館においては、その運営費に水戸市総予算の1%（当時約8億円）を継続的にあてるという方針が打ち出されたが、1%という数字には特に根拠はなく、防衛費1%枠をヒントにしたと佐川一信市長は発言している（『読売新聞』東京朝刊、読売新聞社、1988年9月24日）。冒頭で述べたように、日本では長らくアメリカ型の“Percent for Art”ではなく、フランス型の“1%”に近い訳語が採用されていた理由も、おそらくこのような事情に影響されてのことであろう。

26：以下の資料等を元に作成。

田村明・森啓編『文化行政とまちづくり』時事通信社、1983年

松下・森、前掲

27：有田一寿「学校建築を含む公共建築物を新たに設置する場合に、でき得べくんば芸術作品あるいは文化財等を必ずそこに設置する、もしくは展示するというようなことができれば、一般の芸術的な関心を高めたり文化財に対する認識を深める上に大変いいのではないかとというのが提案でございます」『第78回国会 参議院文教委員会会議録第4号』1976（昭和51）年10月21日

28：1976年6月25日、河野洋平・田川誠一・西岡武夫・山口敏夫ら6議員がロッキード事件を受けて、「腐敗との決別」「保守政治の刷新」を掲げて自民党を離党し、結成した政党。

29：『第78回国会 参議院文教委員会会議録第4号』1976（昭和51）年10月21日

30：『第84回国会 参議院本会議会議録第5号』1978（昭和53）年01月26日

31：同上

32：『第84回国会 参議院文教委員会会議録第5号』1978（昭和53）年03月30日

33：有田一寿「伝統工芸等の後継者が、いまなかなかできないので、それをやれば、やはり後継者が育ちやすいということ」『第80回国会 参議院文教委員会会議録第8号』1977（昭和52）年04月07日

有田一寿「副次的利点としては、伝統工芸も脚光を浴び、後継者養成の問題にも希望が出てくるように思っています」『第84回国会 参議院本会議会議録第5号』1978（昭和53）年01月26日

34：『朝日新聞』1979年9月11日朝刊

35：『芸術と建築：1パーセント・システムの実績と問題点』文部省管理局教育施設部指導課、1980年（= *Art et Architecture : Bilan et Problèmes du 1%*, ministère d'Etat Affaires Culturelles, Paris, 1970）

36：饗場、前掲

37：瀬田西高校（横浜市）・柿生西高校（川崎市）・二宮高校（中郡二宮町）・厚木北高校（厚木市）・大清水高校（藤沢市）・海老名高校（海老名市）

38：「文化のための1%システム推進委員会設置要綱」昭和54年4月2日試行、第3条

39：文化の1%システム：建築費の1%上乗せによる公共建築物へ文化性を付与する。

KI（神奈川アイデンティティ）：一貫性のある行政デザインの展開により、県庁イメージを確立する。

壁新聞『かもめ』発行：職員の文化的センスを触発するための問題提起と情報提供を行う。

行政の文化化普及：職員の行政の文化化に対する意識啓発と全庁的な取組を促進する。

40：「文化行政推進本部設置要綱」昭和54年4月2日施行、第1条

41：「文化行政の総合的な企画、調整及び推進に関すること、文化のための1%システム事業に関すること、文化関連事業の調整に関すること、行政の文化化に関すること、文化アセスメントに関すること」（「文化行政推進本部設置要綱」昭和54年4月2日施行、第2条）

42：「行政の文化化推進会議」「文化のための1%システム推進委員会」「文化関連事業連絡調整会議」（「文化行政推進本部設置要綱」昭和54年4月2日施行、第5条）

43：「文化のための1%システム推進委員会設置要綱」昭和54年4月2日試行、第3条

44：神奈川県県民部文化室編『魅力・うるおい・地域のシンボル—文化のための1%システム・100施設』

神奈川県県民部文化室、1987年

45：兵庫県知事・坂井時忠氏の発言。『朝日新聞』1979年3月26日朝刊

46：小森星児（神戸商科大学教授）嶋田勝次（神戸大学工学部助教授）長島晴雄（神戸新聞社主筆）の3委員により構成された。兵庫県企画部文化局、1979年、前掲

47：坂井時忠「豊かな生活文化の創造をめざして」松下・森、前掲

48：「昭和54年度生活文化を創る1%システム委員会設置要綱」

【主要参考文献】

- 『文化アセスメントを考える：心豊かな地域社会をつくるために』兵庫県企画部文化局、1979年
- 『生活文化を創る1%システムについて：心豊かな地域社会をつくるために』兵庫県生活文化部文化室、1980年
- 『地域の文化を高める文化アセスメント：「生活文化を創るデザインアセスメント」と地域型文化アセスメントの方向づけ』兵庫県生活文化部文化室、1982年
- 池上惇・端信行編『文化政策学の展開』晃洋書房、2003年
- 神奈川県県民部文化室編『文化のための1%システム—個性ゆたかな地域社会をめざして』神奈川県県民部文化室、1982年
- 『個性的な地域づくりをめざして』神奈川県県民部文化室、1982年
- 『行政の文化化をめざして』神奈川県県民部文化室、1982年
- 『魅力・うるおい・地域のシンボル—文化のための1%システム・100施設』神奈川県県民部文化室、1987年
- 『物語 自治体文化行政史：神奈川からキック・オフ,10年の歩み』新曜社、1988年
- 神奈川県市町村文化行政研究会編『明日をめざす文化行政：行政の自己革新をもとめて』神奈川県市町村文化行政研究会、1981年
- 神奈川県自治総合研究センター・文化室『討論・行政の文化化をどうすすめるか』公務職員研修協会、1981年
- 松下圭一・森啓編著『文化行政』学陽書房、1981年
- 三田村峻右「芸術・環境—スウェーデンにおける環境造形の実践」『SD』通号108 鹿島出版会、1973年8月、p86-89
- 森啓編著『市民文化と文化行政』学陽書房、1988年
- 『芸術と建築：1パーセント・システムの実績と問題点』文部省管理局教育施設部指導課、1980年（= *Art et Architecture : Bilan et Problèmes du 1%*, ministère d'Etat Affaires Culturelles, Paris, 1970）
- 中川幾郎『新市民時代の文化行政』公人の友社、1995年
- 新田秀樹「フランスの新都市整備におけるパブリック・アート事業：1パーセント政策との関わりを中心に」『鹿島美術財団年報』（通号15別冊）鹿島美術財団、1997年、p157-164
- 総合研究開発機構・上田篤『都市の文化行政』学陽書房、1979年
- 田村明・森啓編『文化行政とまちづくり』時事通信社、1983年
- 東京都生活文化局コミュニティ文化部『文化のデザイン：東京都「文化のデザイン」事業写真集』東京都生活文化局コミュニティ文化部、1985年
- 竹本忠雄「都市に魂を芸術家には創作活動を」『朝日ジャーナル』朝日新聞社、1980年2月1日、p92-95
- 梅原宏司「「行政の文化化」がもたらしたもの」『文化経済学』（第6巻第2号通算第25号）文化経済学会<日本>、2008年9月、p47-60

---

全国文化行政会議編『地方の時代をひらく文化行政：行政の文化化を推進するために』全国文化行政会議、  
1981年